

短期被保険者証の更新及び資格証明書の交付に係る運用について

平成21年8月に後期高齢者医療被保険者証（以下「一般証」という。）一斉更新に併せて後期高齢者医療短期被保険者証（以下「短期証」という。）を交付したところですが、更新期日が6か月後（有効期限：平成22年1月31日）となっており、平成22年2月に短期証の更新及び後期高齢者医療被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を予定しております。

1 短期証の更新に関する取扱い

短期証が交付されている者のうち、市町村ではこれらの者の納付状況を確認し、滞納状態が改善されておらず、短期証の交付要件に該当する者であれば、短期証を継続して交付します。

2 資格証明書交付に関する取扱い

短期証の交付、未交付問わず、平成22年2月1日時点において、1年以上の滞納がある者（平成21年1月末納期以前の保険料を滞納している者）を対象に交付の判断を行う予定です。

なお、資格証明書の運用基準については、市町村との調整をしたうえで策定しております。

運用基準の詳細については、別添「資格証明書交付に係る運用基準」を参照願います。

資格証明書交付対象除外イメージ図

